

第 258 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 4 月 26 日（金曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例の施行に関する大阪海区漁業調整委員会
規程の制定

（3）その他

①令和 5 年度 of 取締行動実績について

②令和 5 年の漁況の報告について

第258回海区委員会
資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和6年4月27日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
ひきなわ漁業	2隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	8月1日から2月15日まで	なし
いかかご漁業	3隻		—		第1種共同漁業権区域内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権者の同意を得た者
小型定置網漁業(桁網漁業)	—	—	2人	—	第2種共同漁業権区域内	周年	

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間

(案)

大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する
大阪海区漁業調整委員会規程を公布する。

令和 6 年●月●日

大阪海区漁業調整委員会会長 今井 一郎

大阪海区漁業調整委員会規程第●●号

大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施
行に関する大阪海区漁業調整委員会規程

大阪海区漁業調整委員会が所管する手続等（大阪府行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する条例（平成十六年大阪府条例第三号）第二条第十一号に
規定する手続等をいう。以下同じ。）に関する同条例の施行については、知事が所
管する手続等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。